

呉駅周辺地域総合開発(第1期)事業協力者プロポーザル諮問委員会 次第

【日 時】令和4年2月14日(月) 13:00～

【場 所】呉市役所7階 757・758 会議室

- 1 開 会
- 2 市長挨拶
- 3 委員紹介
- 4 呉駅周辺地域総合開発(第1期)事業協力者プロポーザル諮問委員会 開催要領
について
- 5 議 題
 - (1) 事業者プレゼンテーション
各グループ持ち時間：60分(配分目安：説明40分, 質疑20分)
【Bグループ】13:20～14:20
【Aグループ】14:30～15:30
 - (2) 意見交換 (非公開)
- 6 閉 会

【配付資料】

資料1 呉駅周辺地域総合開発(第1期)事業協力者プロポーザル諮問委員会 名簿

資料2 呉駅周辺地域総合開発(第1期)事業協力者プロポーザル諮問委員会 開催要領

呉駅周辺地域総合開発（第 1 期）事業協力者プロポーザル諮問委員会
委員名簿

（敬称略）

氏名	所属・役職	備考
羽藤 英二	東京大学大学院工学系研究科教授	座長
佐水 哲也	独立行政法人都市再生機構西日本支社副支社長	
鈴木 克宗	一般財団法人道路新産業開発機構理事	
小林 通匡	呉商工会議所 副会頭	
神田 忠士	国土交通省中国地方整備局広島国道事務所長	
箱田 伸洋	広島県土木建築局西部建設事務所呉支所長	
小松 良三	呉市副市長	
江田 頼宣	呉市副市長	

呉駅周辺地域総合開発（第1期）事業協力者プロポーザル諮問委員会開催要領

（目的）

第1条 呉駅周辺地域総合開発（第1期）の事業協力者（以下「事業協力者」という。）を呉市が選定するに当たり、当該選定の公平性、公正性及び透明性を高めるため、有識者を含む委員をもって構成する呉駅周辺地域総合開発（第1期）事業協力者プロポーザル諮問委員会（以下「諮問委員会」という。）を開催する。

（検討事項等）

- 第2条 市長は、呉駅周辺地域総合開発（第1期）プロポーザルに係る応募者（以下「応募者」という。）からの応募提案について、諮問委員会から意見、助言等を聴取する。
- 2 諮問委員会は、前項の応募提案について検討し、市長に意見、助言等を送付する。
- 3 市長は、前項の意見、助言等及びその他関係事項を踏まえ、応募者のうちから事業協力者を選定する。

（組織）

- 第3条 諮問委員会は、座長及び委員で構成し、それぞれ別表に掲げる者とする。
- 2 座長は、諮問委員会の会議を総括する。
- 3 座長に事故あるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

- 第4条 諮問委員会の会議は、呉市長が招集し、座長はその議長となる。
- 2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を諮問委員会の会議に出席させ、その意見若しくは説明をさせ、又は資料の提出を求めることができる。
- 3 緊急やむを得ない事情により、会議が開催できない場合には、提案資料を委員に書面審査させることにより、会議の開催に代えることができる。

（庶務）

第5条 諮問委員会の庶務は、都市部呉駅周辺事業推進室において処理する。

（委任）

第6条 この要領に定めるもののほか、諮問委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、令和4年2月14日から実施する。

別表（第3条関係）

氏名	所属・役職	備考
羽藤 英二	東京大学大学院工学系研究科教授	座長
佐水 哲也	独立行政法人都市再生機構西日本支社副支社長	
鈴木 克宗	一般財団法人道路新産業開発機構理事	
小林 通匡	呉商工会議所 副会頭	
神田 忠士	国土交通省中国地方整備局広島国道事務所長	
箱田 伸洋	広島県土木建築局西部建設事務所呉支所長	
小松 良三	呉市副市長	
江田 頼宣	呉市副市長	